

『東方』二九五号より

「二国両制」の實踐を 法的に検証

谷垣 真理子（東京大学）

一 研究動向と本書の構成

本書は香港特別行政区基本法について返還後の諸訴訟を題材にして詳細に法的分析をしたものである。

一九九七年七月一日をもって、香港の主権は中国に返還され、香港は一八四二年以来の英領植民地としての歴史に終止符を打った。返還後の香港では「二国両制」（一国二制度）が施行され、中国内地とは異なる制度を五〇年間施行することになっている。

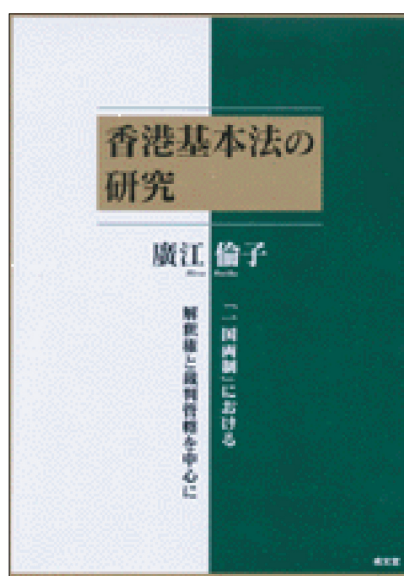
基本法は返還後の香港において憲法ともいうべき存在である。その法的根拠は中国憲法三十一条に求められる。同条によれば、中国は必要ときに特別行政区を設立でき、特別行政区内で実行する制度は全国人民代表大会（全人代）によって法律で規定される。

著者によれば、返還までの香港基本法の研究は限定された性格を有していた。第一に、基本法研究は中国政府主導による起草過程に集中していた。第二に基本法は中国・香港政治の一環として紹介され、傍論的な扱いであった。しかし、返還後、基本法訴訟が香港法院（「法院」は「裁判所」の意）で展開されると、判例の蓄積が始まった。また、主に香港の法学者により、香港と中国の間における法制度の問題、さらにその背後にある法文化の問題に着目した研究が進められるようになってきた。本書もその研究動向に沿ったものである。

廣江倫子著

『香港基本法の研究——「一国両制」における解釈権と裁判管轄権を中心に』

A5判・二二二頁・成文堂・六、三〇〇円



本書の構成は以下のとおりである。

序章 香港基本法と「一国両制」

第一章 香港特別行政区基本法

第二章 基本法解釈権の帰属

——「新移民」と居留権事件

第三章 違憲審査権の限界

——過渡期香港政治と臨時立法会

第四章 刑事管轄権の分割

——中港越境犯罪と「大富豪」事件

終章 同床異夢の「高度の自治」

二 各章の焦点の紹介

第一章は第二章以降の議論の前提を提起している。ここでは基本法の背景と内容、返還後の司法制度が紹介され

- ▼ 『東方』295号より
- 一 「一国両制」の實踐を法的に検証
- ▲ 谷垣 真理子

る。著者は「一国両制」構想が一九七九年に台湾の祖国統一問題の解決に向けて提出されたことから説き起こす。一九八四年の中英共同声明で香港返還は確定し、五年近くの起草作業を経て基本法は誕生した。基本法は香港の繁栄と安定を維持するため、「一国両制」を法典化したものである。「両制」はあくまで「一国」を前提とする。これを体現して、基本法は中央政府が特別行政区の外交と国防を掌握し、さらに基本法の解釈権と改正権を保持すると定める。

とは言うものの、司法は「一国両制」がもつとも顕著に機能している分野である。基本法は、返還後の香港で従来の法律（すなわちコモン・ロー、衡平法、条例、附属立法、慣習法）の存続を肯定している。返還後発足した終審法院をのぞけば、それまでの香港の司法制度は維持される。

本書の中心は第二章であろう。第二章は居留権訴訟を題材にして、基本法の解釈権を論じる。居留権訴訟の主人公は中国内地で出生した香港住民の子女（多くの場合は父親のみ香港住民）である。香港は中国内地からの移民をつねに受容し、返還前から現在に至るまで中国・香港間には多くの分離家族が存在する。とりわけ、返還前夜、基本法のもとで居留権を付与されることを期待して、子女の密入境が急増した。臨時立法会は入境条例を二度改正し、密入境阻止に動いたが、密入境者の父母は条例の改正を基本法違反として、一連の居留権訴訟が始った。

訴訟では、子女の香港への入境方法の制限、婚外子の待遇、父母の香港居留権取得時期が争点となった。しかし、一九九九年一月二九日の終審法院の判決は、直後に基本法の解釈権をめぐる中国内地との間で論争を引き起こした。著者は一連の居留権訴訟を「基本法の解釈権」に注目しながら再構築する。まず、中国内地における法律解釈権の

トップページにもどる

状況から説き起こし、基本法が解釈権について折衷的な立場をとっていることを指摘する。すなわち、基本法は全人代常務委員会（常務委）に最終的解釈権を認めながらも、香港法院にも①自治範囲内の条文と②条件付で「その他の条文」への解釈権限を認めている。そのうえで、著者は終審法院の判決をめぐる両者の見解の相違を明らかにする。

第三章では、全人代および全人代常務委の立法行為に対する香港法院の違憲審査権の限界を論じる。

返還後最初に香港法院の違憲審査権が問題となったのは、馬事件であった。単純な刑事事件であったが、審理が返還を跨ぐことになったため、被告は基本法に規定のない臨時立法会の非合法性を指摘し、自身の無罪を主張した。臨時立法会は返還前中英対立の産物である。返還後最後の立法評議会が返還と同時に解散された。臨時立法会は新たな選挙で第一期立法会が選出されるまで、返還後の政治的空白を補うべく発足した。香港法院は臨時立法会の違憲審査権は主権の行為であるとし、自身には臨時立法会の違憲審査権はないと判断した。

第四章では、「大富豪」事件を事例にして、刑事裁判管轄権の分割問題がとりあげられた。中国内地と香港の間では、越境犯罪について刑事裁判管轄権の分割協議がなされていない。「大富豪」事件では、主犯の張子強をはじめ容疑者の大半は香港居留権を持っていた。また、香港での犯罪の後、中国に越境したことが指摘され、香港では中国法で張子強らを死刑にすることは妥当ではないとの論調があった。

三 成果と若干の問題点

本書は「一国両制」の実践を法的側面から詳細に分析し

た、わが国では最初の研究であろう。基本法研究には独特の難しさがある。それは、第一章で述べられたように、返還後の香港では、終審法院を除けば、返還前の司法制度がそのまま維持されたため、基本法研究は、中国の社会主義法体系と香港のコモン・ロー体系の双方に取り組まなければならないという点である。著者はこの難しい課題に誠実に取り組んできた。長年の指導教官である西村幸次郎氏のもとので、中国法の研鑽を積み、香港大学への留学中にコモン・ローへの理解を深めた。

著者の堅実な努力は本書の随所に確認できる。本書では可能ながざり香港、中国、日本などにおける文献資料を収集し、それらを丹念に消化している。第二章以下においては、香港法院による判決文、全人代常務委による基本法解釈文、香港・中国内地双方の法学界の議論を整理し、膨大な論証をもとに香港がいかに中国内地とは異なる法領域であるかを示している。また、著者は訴訟関係者に可能なながざりインタビューを実施し、叙述に深みを持たせるよう努力しており、それは第二章の叙述に結実している。

法的分析そのものについては中国法（もしくは憲法学）の専門家からの論評を仰ぐことにしたい。以下、評者は香港研究の基本書として、本書にいくつか注文を出したい。

第一に技術的な点からの注文である。紙幅の制限があったためであろうが、やはり参考文献目録がある方が読者の利便性は高い。

また、香港の人名表記は中英併記がのぞましい。香港の中国系住民は英語名を持つものが少なくない。また、中国語標準語が義務付けられていないため、ローマ字表記では広東語表記が多用される。たとえば、新任の行政長官である曾蔭権氏は、英語では「Donald Tsang」か「Donald

トップページにもどる

「Tsang Yam-kuen」となり、「Zeng Yinquan」とはならない。

このほか、本書では「マジストレート」「オフィシャル」「アンオフィシャル（四四頁）や「スクウォッター地区」（七八頁）など、英語を音訳した用語が時々見受けられた。できるだけ、日本語に意訳していただきたい。また、判例を紹介する際、原告と被告が誰であるかを英語のまま表記するのも気になった。

第二に、説明のスタイルである。著者にとって自明の理が省略される傾向が見られる。たとえば、本書では中国側の解釈と香港側の解釈が対比されるが、たびたび登場する論者については「××大学教授」式の注ではなく、本文中でもう少し説明があった方がよかったのではないか。中・港の双方の法学界でどのような位置をしめているのか、また基本法起草過程とどのように関わったのか、など説明していれば、著者の分析はさらに立体的な叙述になったと思う。

第三に、従来の政治的分析の枠を超えた基本法研究を目指すあまり、著者が「政治的分析」とみなす事象が説明から脱落していることである。たとえば、第一章の基本法の全体像を説明する際に、起草過程でどのような点が論争になったかが整理されていれば、基本法のもつ性格が理解しやすかったのではないだろうか。著者がしばしば引用する中國和仁氏の『香港返還交渉——民主化をめぐる攻防』（国際書院、一九九八年）はこの間の政治過程を緻密に分析している。

しかし、これらの「注文」は本書の価値を減じるものではない。本書は十二分に「香港研究における知的準備作業」（ii ページ）を果たした。本書を読破すれば、基本法と、返還前のコモン・ロー体系、さらには中国法が、何冊もの

概説書を読まずとも読者には全体像がつかめる。香港研究の裾野の広がりへの貢献は大きい。

本書の醍醐味は、政治の文脈から離れたところで、中国内地と香港の双方がどのような論理を展開しているのかを、解き明かしているところにある。それはとりもなおさず、両者の法文化、ひいては価値観の相違を明らかにしている。香港返還において、なぜ「一国両制」が採用されたかを雄弁に物語る。

著者が終章で述べているように、その後も香港基本法二三条(国家転覆行為の禁止条項)の立法化や行政長官・立法会への普通選挙導入など基本法をめぐって中国内地と香港との意見の衝突は続いている。全人代常務委による基本法解釈は、香港返還からすでに三回を数える。

一方、WTO加盟に象徴されるグローバリゼーションのなかで、中国法はさまざまな挑戦を受けている。基本法をめぐる香港と中国内地との摩擦的な対話が、中国法にも新たな刺激を与えつつあるという著者の指摘(二〇五―二〇六頁)は新鮮である。それは香港法研究が香港法そのものに限定されず、中国法あるいはイギリス法、コモンウェルス法との対話という幅広い発展の可能性を持つことを示唆している。

(東京大学)

トップページにもどる